

社会福祉法人町田市社会福祉協議会職員の被服貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の職員に対し、予算の範囲内で職務の執行に必要な被服を貸与することについて定めることを目的とする。

(貸与の範囲)

第2条 被服の貸与を受ける者(以下「被貸与者」という。)の範囲、貸与する被服等(以下「貸与品」という。)の種類および貸与期間は別表のとおりとする。

2 業務の状況または貸与品の消耗度により貸与期間を変更する必要があると認められるときは、前条の規定にかかわらず、実情に応じて貸与期間を伸縮することができる。

(貸与期間の特例)

第3条 被貸与者は、貸与品を善良な注意をもって使用し、かつ、保管しなければならない。

2 貸与品は、他人に譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

3 貸与品の補修洗濯その他保存に必要な措置は、すべて被貸与者の負担において行うものとする。

(貸与品の返納)

第4条 被服貸与者が退職した場合は、貸与品を返納しなければならない。

2 貸与期間内に返納された貸与品で、なお使用に耐える見込みのあるものは、適宜期間を付して再び貸与することができる。

3 貸与品の貸与期間が満了したときは、その貸与品は被貸与者に支給する。

(貸与品の再貸与等)

第5条 貸与品を損耗、損傷又は亡失し、被服の再貸与を必要とするときは、被服再貸与申請を会長に提出しなければならない。

2 前項の亡失等がやむを得ない理由によるものであり、代替品を必要と認めるときは、再貸与することができる。ただし、亡失等が故意又は重大な過失によるものと認められるときは、代替品の価格を限度として会長が認める額を弁償しなければならない。

(貸与状況の記録)

第6条 事務局長は、貸与品の貸与状況を記録するため被服貸与簿を備え付けておかなければならない。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年12月14日から施行する。これにより、平成17年4月1日制定の学童保育指導員の被服貸与規程は廃止する。

2 この規程の施行日以前に貸与されたものは、この規程により貸与されたものとみなす。

平成18年12月14日制定

別表

1 職員（学童保育指導員を除く）

貸与品目	貸与数	貸与期間	摘要
ウインドブレーカー	1	6年	
防寒着	1	6年	
エプロン	1	6年	希望者

2 学童保育指導員

貸与品目	貸与数	貸与期間	摘要
ウインドブレーカー	1	6年	
ジャージ（上下）	1	2年	
ポロシャツ	1	2年	
運動靴	1	2年	